

意見募集手続を踏まえた省令の検討

第5回会議においては、意見募集手続において寄せられた意見の多くは、本検討会において議論してきた論点に関するものであり、それらの論点について国民の声を直接知る重要な機会となった旨の指摘があった。本検討会におけるこれまでの議論の内容を踏まえると、意見募集手続に寄せられた意見に対する考え方は別紙のとおり整理することができると考えられるが、どうか。

なお、第5回会議においては、次のような法定養育費の制度の趣旨や内容を国民に正しく理解していただくために、引き続き周知・広報を行うことの必要性が改めて確認された。

- 法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費の額を取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度であること
- 個々の家庭における適切な養育費の額は、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められ、また、定められたとおりに履行されるべきものであり、法定養育費の額は、父母の協議等により定められる養育費の額の基準や標準となるものではないこと

また、第5回会議においては、省令案の附則第2項のとおり、省令の施行後も、省令の施行の状況や、物価変動等の各種経済指標を含む社会経済情勢の動向を引き続き注視し、必要に応じて所要の措置を講ずる必要性についても改めて確認された。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
本省令案第1条（子の監護費用の先取特権に係る額の算定）に対する御意見		
【本省令案に賛成する御意見】		
1	通常、子が複数となる場合に養育費の額は逡減することも踏まえると、大多数の養育費の取決めを捕捉することができ、仮に他の債権者と競合したとしても養育費債権を十分に担保することができると考えられる。また、大多数の養育費の取決めにおいて、債務名義なくして担保権を実行することによる強制執行が可能となり、私文書による取決めも促進されることになる。	御賛同意見として承ります。
【月額8万円より高額を提案する御意見】		
2	物価上昇の動向を踏まえ、10万円又は15万円にすべきである。	養育費債権に先取特権が付与される額は、他の債権者との均衡を考慮し、「各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額」に制限されており、「相当な額」は、「子の監護に要する標準的な費用その他の事情」を勘案して算定するものとされています。令和6年司法統計年報によれば、調停や審判等で養育費の額が定められた事案のうち、子1人の事案で、養育費の額が月額8万円以下の事案が約85パーセントであることからすると、物価上昇の動向を踏まえても、月額8万円を超える養育費は、現時点においては比較的高額であるといえ、他の債権者との均衡の観点から、養育費債権に先取特権が付与される額をこれよりも高額とすることは適切ではないと考えられます。 なお、省令の施行後、物価上昇等の社会経済情勢の変化等を勘案しつつ検討し、必要に応じて所要の措置を講じます。
3	子の年齢が上がるに従って、学費や塾代、部活費などで子に要する費用が増えることを考慮すると、10万円にすべきである。	養育費算定表※においては、子の年齢区分を、0歳から14歳までと、15歳以上の2区分としているところ、本省令案は、平均的な収入を前提に養育費算定表に基づいて算出される養育費の額も参照し、15歳以上の子がいる世帯における養育費も十分に捕捉できる額として月額8万円を提案しています。 ※ 司法研究「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」において提案された、標準的な養育費の額を簡易迅速に算定するための標準算定方式・算定表（令和元年版）。以下同じ。
4	他の債権者も養育費算定表を前提とすることが想定されるから、養育費算定表の上限は他の債権者にとって十分に予測可能な金額である。養育費算定表によれば、子1人の場合の上限は30万円、子2人の場合は40万円、子3人の場合は46万円であるから、子1人30万円を上限とすべきである。	令和6年司法統計年報によれば、調停や審判等で養育費の額が定められた事案のうち、子1人の事案で、月額10万円を超える額の養育費が定められた事案は全体の約8パーセントであり、月額30万円を超える額の養育費が定められる事案は更に少数であると考えられます。養育費債権に先取特権を付与した法律の趣旨に照らし、その範囲を養育費算定表における最高額と同額とする必要性・合理性は乏しいと考えられます。

		し、他の債権者との均衡の観点からも、養育費債権に先取特権が付与される額を月額8万円よりも高額とすることは適切ではないと考えられます。
5	旧弁護士報酬基準によれば、民事執行事件の着手金の最低額は5万円である。8万円の先取特権では、弁護士費用を考えると、費用倒れを懸念し、泣き寝入りをする人が続出するから、民事執行手続にかかる費用を考慮して増額すべきである。	養育費債権の民事執行手続を弁護士に委任した場合であっても、弁護士報酬等の費用は必ずしも継続的に発生し続けるものではないことや、民事執行手続を弁護士に委任しない場合もあり得ることからすれば、弁護士に委任した場合の費用を先取特権が付与される額を検討する際に考慮する必要性は高くないと考えられます。
【月額8万円より低額を提案する御意見】		
6	検討の基礎とされた令和3年度「全国ひとり親世帯等調査」における養育費の平均支払額は、実際に養育費の支払を受けている場合における平均額であることを考慮すべきである。実際に養育費の支払を受けているのは、母子家庭世帯の3割未満、父子世帯の1割未満であり、その他の世帯では養育費無しで生活することができるのだから、先取特権が付与される額は5000円とすべきである。	養育費債権に先取特権が付与される額は、「子の監護に要する標準的な費用その他の事情」を勘案して算定するものとされています。御指摘のとおり、令和3年度「全国ひとり親世帯等調査」における養育費の平均月額、養育費の支払を受けたことがある世帯における平均月額であり、全世帯における平均月額ではないものの、養育費の支払を受けたことがない世帯における事情は様々であり、必ずしも養育費の支払を受けなくても生活することができるとはいえないと考えられます。先取特権が付与される額を定めるに当たり、「子の監護に要する標準的な費用その他の事情」として、養育費の支払を受けたことがある世帯における養育費の平均月額を参考とすることには合理性があると考えます。
7	子が3人だと24万円となり極めて高額である。分かりやすさの観点からは、法定養育費と同額の2万円とすべきである。	先取特権は、債務者の財産について他の債権者に優先して弁済を受けられる権利であり、先取特権が付与される額よりも養育費債権の額が低額である場合は、養育費債権の額について先取特権を行使することができます。また、先取特権が付与される額が「子の監護に要する標準的な費用その他の事情」を勘案して定められるものであるのに対し、法定養育費の額は「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して定められるものであり、前者が後者よりも高い額となることが想定されていることから、先取特権が付与される額を法定養育費と同額にする必要性は乏しいと考えられます。
8	養育費の平均額は月額5万円程度であるから、先取特権が付与される額も5万円とし、それを超える金額の債権の強制執行は債務名義を取得して行うべきである。	養育費債権に先取特権が付与される額は、「子の監護に要する標準的な費用その他の事情」を勘案して算定するものとされています。その趣旨は、他の債権者との均衡を考慮しながら養育費債権に相当な範囲で優先権を認めようとするものであり、必ずしもその額を養育費の平均額にとどめようとするものではありません。本省令案は、比較的高額な養育費を定めた場合を除き、多くの事案を十分に捕捉できる額として月額8万円を提案しています。
【その他の算定方法を提案する御意見】		
9	消費者物価指数などの経済指標に連動して先取特権が付与される額が定まる仕組みとすべきである。	先取特権を利用する養育費債権者や他の債権者に対する明確性の観点からすると、養育費債権に先取特権が付与される額は、算定が容易であることが重要であると考え

		られます。仮に、養育費債権に先取特権が付与される額を、消費者物価指数等の経済指標に連動する変数を含む計算式で定めることとした場合、変動する経済指標の数値を調べ、計算式にあてはめて計算しなければならず、当事者が自ら正確に計算することが困難となり、当事者にとって利用しやすい制度とならないおそれがあります。債務名義なしでも民事執行の申立てを可能とし、迅速な養育費の回収を図るという制度趣旨に照らせば、当事者が先取特権が付与される額を容易に算定し、迅速に民事執行の手続を行うことができるようにすることが重要であり、その額は、できる限り明確かつ容易な算定式で定めるのが相当であると考えます。
10	父母の収入差や生活状況を考慮せずに一律8万円と定めた場合には、具体的な事例において過大となる場合や過少となる場合を生じさせる。養育費算定表等により父母の収入に応じて算定したり、債務者の収入の一定割合としたりすべきである。	先取特権は、債務者の財産について他の債権者に優先して弁済を受けられる権利であり、養育費債権に先取特権が付与される額は、他の債権者との均衡を考慮して、「各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額」に制限されています。養育費債権の額は、一般的に、父母の収入等の諸事情を勘案して定められますが、先取特権が付与される額よりも養育費債権の額が低い場合は、養育費債権の額について先取特権を行使することができますので、具体的な事例において先取特権が付与される額が過大となる場合があるとの御指摘は当たらないものと考えられます。また、養育費債権に先取特権が付与される額を制限した趣旨に照らせば、具体的な事例において先取特権が付与される額が過少となる場合があるとの御指摘も当たらないものと考えられます。仮に、父母の収入等に応じて先取特権が付与される額が変動する仕組みとした場合、そのような具体的な事情の調査に時間を要し、先取特権を行使するまでに相当の期間を要することとなります。債務名義なしでも民事執行の申立てを可能とし、迅速な養育費の回収を図るという制度趣旨に照らせば、当事者が先取特権が付与される額を容易に算定し、迅速に民事執行の手続を行うことができるようにすることが重要であり、その額は、できる限り明確かつ容易な算定式で定めるのが相当であると考えます。
11	子の年齢に基づく区分（就学前、小中高校）を設け、それぞれの区分に該当する子の人数に応じて算定する仕組みとすべきである。	本省令案は、平均的な収入を前提に養育費算定表に基づいて算出される養育費の額も参照し、様々な年齢の子がいる世帯における養育費の額を十分に捕捉できる額として月額8万円を提案しています。
12	医療費など、特別な事情で子の監護に要する費用が発生した場合には、その全部又は一部についても、先取特権が付与される額に加算される仕組みとすべきである。	先取特権は、債務者の財産について他の債権者に優先して弁済を受けられる権利であり、養育費債権に先取特権が付与される額は、他の債権者との均衡を考慮して、「各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額」に制限されています。仮に、医療費などの特別な事情を考慮して先取特権が付与される額が変動する仕組みとした場合、そのような特別の事情の調査に時間を要し、先取特権を行使するまでに相当の期間を要することとなります。債務名義なしでも民事執行の申立てを可能とし、迅速な養育費の回収を図るという制度趣旨に照らせば、当事者が先取特権が付与される額を容易に算定し、迅速に民事執行の手続を行うことができるようにすることが重要

		であり、その額は、できる限り明確かつ容易な算定式で定めるのが相当であると考えます。
13	債務者に、健康悪化、失職、多重債務、高額医療費等の事情変更が生じた場合には、迅速に減額をすることができる仕組みとすべきである。	債務者の健康悪化等の事情変更は、先取特権が付与される額において考慮するのではなく、養育費の減額に関する父母の協議や、養育費減額の調停・審判において考慮すべきであると考えられます。
14	先取特権が付与される額は、父母双方がそれぞれ子と過ごす時間（養育や親子交流の時間）に応じて算定される仕組みとすべきである。	父母の養育や親子交流の時間といった事情は、先取特権が付与される額において考慮するのではなく、父母の協議等により個々の家庭における適切な養育費の額を定める際の考慮事情になり得るものであると考えられます。
【子が複数の場合に、子1人当たりの金額に子の数を乗じることに反対する御意見】		
15	子の人数が増えると1人当たりの監護に要する費用は通減する傾向にあることを踏まえ、例えば、第1子は8万円、第2子以降は6万円といった形で、子の人数に応じて金額を通減させるべきである。	先取特権が付与される額よりも養育費債権の額が低い場合は、養育費債権の額について先取特権を行使することができ、子の人数に応じて養育費の額を通減させる旨の取決めをした場合には、その総額について子の人数に応じた先取特権を行使することができるため、先取特権が付与される額自体を子の人数に応じて通減させる必要性は乏しいと考えられます。
本省令案第2条（子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例に係る額の算定）に対する御意見		
【本省令案に賛成する御意見】		
16	法定養育費の額が明示されることにより、債務者・債権者のいずれにも協議を促し、養育費の取決めを促進することとなり得る。月額2万円という額については、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して定める観点から、現時点においては適切な額である。	御賛同意見として承ります。
【月額2万円より高額を提案する御意見】		
17	2万円では食費にも足りない。未就学児の養育には、保育料、おむつ、ミルク等が必要である。中高生については、学用品、給食費、塾代、受験費、部活動費等が必要となる。これに衣服費、家賃、光熱費、交通費や医療費等を考慮すると、2万円では子を育てることはできず、より高額（3万円～10万円）が必要となる。	本来、個々の家庭における適切な養育費の額は、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められ、また、定められたとおりに履行されるべきものです。法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、取決め等がされるまでの間、暫定的・補足的に養育費を請求することができるようにする制度であり、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して算定するものとされています。上記のような、法定養育費の暫定的・補足的な性質のほか、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」として、ひとり親世帯における収入や支出の動向、取決め等により定められた養育費の額、ひとり親世帯において利用することができる社会保障給付の支給額等も勘案すれば、法定養育費の額は子1人につき月額2万円が相当であると考えられます。

		個々の家庭の事情によっては、法定養育費の額が当該家庭における子の監護に要する費用に満たない場合もあり得ると考えられますが、法定養育費の暫定的・補充的性質から、法定養育費のみで当該家庭における子の監護に要する費用の全てを賄うことを前提としているものではなく、個々の家庭における適切な養育費の額は、子の年齢や生活状況、就学状況等の事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められるべきであると考えられます。
18	2万円では、債務者に養育費に関する協議等を遅延させるインセンティブを与えることになる。8万円などある程度高い金額にし、協議を遅延させることが債務者にペナルティを与える仕組みとすべきである。	法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費の額を取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度であり、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して算定するものとされています。法定養育費の額を高額にし、多くの事案で法定養育費の方が取決め等によって定められる養育費の額を上回るという状況となれば、離婚時に養育費に関する協議が速やかに行われなくなり、法定養育費の暫定的・補充的な性質に反し、かえって子の利益を害する結果となるおそれがあると考えられます。また、養育費の取決めがされない事情は様々であり、法定養育費の制度において債務者にペナルティを与えることは相当ではないと考えられます。
19	令和元年「全国家計構造調査」によれば、ひとり親家庭の貧困率は57%であるところ、この調査結果をそのまま援用することはひとり親家庭の貧困を改善しなくてもよいことになる。また、生活保護の基準も、最低限度の生活の維持すら不可能な水準の者が含まれる最下位10%層との比較で決まっているものであるところ、このまま参照することには反対である。ひとり親家庭の貧困率が改善するように5万円とすべきである。	法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費の額を取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度であり、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して算定するものとされており、法定養育費の制度がひとり親家庭の貧困の改善に資する側面もあると考えられます。法定養育費の額の検討においては、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」として、「全国家計構造調査」を含む各種統計資料を参考としていますが、「全国家計構造調査」の結果等をそのまま援用しているものではありません。法定養育費の暫定的・補充的な性質や、ひとり親世帯における収入や支出の動向、取決め等により定められた養育費の額、ひとり親世帯において利用することができる社会保障給付の支給額等も勘案すれば、法定養育費の額は子1人につき月額2万円が相当であると考えられます。
20	検討会の資料として用いられた「全国家計構造調査」は令和元年のものであるが、それ以降物価が上がり、食費、習い事の月謝、光熱費等あらゆるものが値上がりしていることが考慮されておらず、2万円では低廉に過ぎる。	本省令案を検討するに当たっては、令和元年「全国家計構造調査」のほか、令和5年「家計調査年報（家計収支編）」等の各統計資料を参照しました。各統計資料における数値は、過去の物価変動の影響も一定程度受けたものであると考えられますが、これらの数値の公表後も物価に変動が生じていることにも留意しながら検討を行いました。 法定養育費は、養育費の額について取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度であり、法定養育費のみで子の監護に要

		する費用の全てを賄うことを前提としているものではありません。物価変動の状況（これは、債権者のみならず、債務者の生活状況にも影響を及ぼす事情であると考えられます。）を考慮しても、上記のような、法定養育費の暫定的・補充的な性質や、実際の事案において定められている養育費の額等を踏まえると、現時点においては、法定養育費の額は子1人につき月額2万円とすることが相当であると考えられます。 なお、省令の施行後、物価上昇の動向等について勘案しつつ検討し、必要に応じて所要の措置を講じます。
21	令和元年「全国家計構造調査」の住居費については、実家に住む・公営住宅に住む・生活保護で住宅費が実費支給されているなどによって低く抑えられている事例が含まれるため、これを前提に算出すると、不当に低い金額となることから、2万円より高額とすべきである。	令和元年「全国家計構造調査」における母子世帯の消費支出において、住居費は約2万8671円とされているところ、御指摘のとおり、この数値は様々な状況の事例を含むものであり、この数値よりも住居費が高額となる事案も存在するものと考えられます。もっとも、令和元年「全国家計構造調査」における住居費は、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案する際に参照したものであって、この数値を前提に法定養育費の額を算出したわけではありません。 本来、個々の家庭における適切な養育費の額は、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められるべきものです。法定養育費は、養育費の額について取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度です。御指摘を踏まえても、法定養育費の暫定的・補充的な性質や、実際の事案において定められている養育費の額等を踏まえると、現時点においては、法定養育費の額は子1人につき月額2万円とすることが相当であると考えられます。
22	生活保護制度における生活扶助基準額（第1類費）は、0歳から17歳までの子1人当たり3万7000円～4万9000円であり、2万円はこれを大きく下回る。例えば、生活保護基準の第1類費の最低額に近い金額（約3万7000円など）とすべきである。	本省令案を検討するに当たっては、国民の最低限度の生活の保障を目的とした生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法の考え方も参考としました。 他方で、本来、個々の家庭における適切な養育費の額は、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められるべきものです。法定養育費は、養育費の額について取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度であり、社会保障制度である生活保護制度における生活扶助基準額との単純な比較によって法定養育費の額を定めることは適切ではないと考えられます。そして、法定養育費の暫定的・補充的な性質や、実際の事案において定められている養育費の額等を踏まえると、法定養育費の額は子1人につき月額2万円とすることが相当であると考えられます。
23	児童手当は0歳から2歳までが月1万5000円、3歳以上から高校生までが月1万円（第3子以降は3万円）と定められているところ、これと比べても2万円は乏しい金額である。児童扶養手当の全部支給	本省令案を検討するに当たっては、主として子を監護する父母の一方が受給することが想定される児童手当や児童扶養手当の額も参照しました。他方で、養育費の額は、父母の実際の収入等の具体的な事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等によ

	額が4万円台であることからすると、最低限の養育費がそれより低いということはありません、最低5万円は必要である。	り定められるべきものであるところ、社会保障制度である児童手当や児童扶養手当の支給額との比較のみで法定養育費の額を定めることは適切ではないと考えられます。
24	里親制度において里親に支給される公費を参考として、例えば、6万円や9万円とすべきである。	本省令案の検討に当たっては、里親制度における里親手当等の額を参考にすることも検討しました。もっとも、里親制度において支給される公費は、扶養義務に基づく養育費とは趣旨を異にするものであるため、その額を法定養育費の額の参考にすることは必ずしも適切ではないと判断しました。
25	養育費の統計によれば、2万円以下と定められた割合は10%に満たず、2万円～4万円がボリュームゾーンであるため、少なくとも3万円とすべきである。	本省令案を検討するに当たっては、調停や審判等で定められた養育費の額等も参照しましたが、法定養育費は、養育費の額について取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度であり、このような法定養育費の暫定的・補充的な性質等も踏まえると、多くの事案において定められる養育費の額と同程度の額とすることは適切ではないと考えられます。
26	社会的な実態としては、父親が債務者となることが多い。債権者が母親という多数・典型ケースを基礎にすれば、最低でも4万円～6万円とすべきである。母親側が債務者となるケースへの配慮は、法定養育費の額を下げるのではなく、改正後の民法第766条の3第1項ただし書及び同条第3項を適用することによって対応すべきである。	法定養育費は、養育費の額について取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度であり、このような法定養育費の暫定的・補充的な性質等も踏まえると、債権者が債務者よりも低収入であることを前提に法定養育費の額を定めることは適切ではないと考えられます。
27	子1人を母親が養育し、父親が養育費を負担するケースについて、平均的な収入を前提に養育費算定表を用いて算定した金額は、子が0歳から14歳までである場合は月額5万2000円程度、子が15歳以上である場合は月額6万1000円程度であるから、月額2万円は低廉に過ぎる。	法定養育費は、養育費の額について取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度であり、このような法定養育費の暫定的・補充的な性質等も踏まえると、平均的な収入を前提に養育費算定表を用いて算出される養育費の額を前提として法定養育費の額を定めることは適切ではないと考えられます。
28	22歳までの養育に掛かる費用の合計額は、3000万円とも言われているが、親2人で割り、22年×12か月で割ると約5.7万円となるため、月6万円程度が相当である。	本来、個々の家庭における適切な養育費の額は、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められ、また、定められたとおりにより履行されるべきものです。法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度であり、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して算定するものとされています。上記のような、法定養育費の暫定的・補充的な性質のほか、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」として、ひとり親世帯における収入や支出の動向、取決め等により定められた養育費の額、ひとり親世帯において利用することができる社会保障給付の支給額等も勘案すれば、法定養育費の額は子1人につき月額2万円が相当であると考えられます。

		法定養育費の暫定的・補充的性質から、個々の家庭の事情によっては、法定養育費の額が当該家庭における子の監護に要する費用に満たない場合もあり得ると考えられますが、個々の家庭における適切な養育費の額は、子の年齢や生活状況、就学状況等の事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められるべきであると考えられます。
29	子を養育している親は、就業時間の短縮、休業、退職など多くの制約があるため収入が確実に減る。また、金銭のみならず、肉体的・精神的にも大きな負担を負う。したがって、子を養育していない親の金銭的な負担を増やすこととして、より高額とすべきである。	本来、個々の家庭における適切な養育費の額は、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められ、また、定められたとおりに履行されるべきものです。法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度であり、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して算定するものとされています。上記のような、法定養育費の暫定的・補充的な性質のほか、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」として、ひとり親世帯における収入や支出の動向、取決め等により定められた養育費の額、ひとり親世帯において利用することができる社会保障給付の支給額等も勘案すれば、法定養育費の額は子1人につき月額2万円が相当であると考えられます。 個々の家庭の事情によっては、子を監護する親において、就業時間の短縮、休業、退職などの理由で収入が減る場合もあると考えられますが、そのような事情は、法定養育費の額において考慮するのではなく、父母の協議等により個々の家庭における適切な養育費の額を定める際の考慮事情になり得るものであると考えられます。
30	「子の監護に要する費用として相当な額」として先取特権が付与される額が8万円とされていることからすれば、最低でもそれと同額の8万円とすべきである。	先取特権は、債務者の財産について他の債権者に優先して弁済を受けられる権利であり、先取特権が付与される額よりも養育費債権の額が低額である場合は、養育費債権の額について先取特権を行使することができます。また、先取特権が付与される額が「子の監護に要する標準的な費用その他の事情」を勘案して定められるものであるのに対し、法定養育費の額は「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して定められるものであり、前者が後者よりも高い額となることが想定されていることから、法定養育費の額を先取特権が付与される額と同額にする必要性は乏しいと考えられます。
31	強制執行を行う場合の費用等を考慮すると、3万円とすべきである。	法定養育費について民事執行手続を行う場合であっても、その費用は必ずしも継続的に発生し続けるものではないことや、民事執行手続を経ずに任意の支払を受ける場合もあり得ることからすれば、民事執行手続の費用を法定養育費の額を検討する際に考慮する必要性は高くはないと考えられます。
【月額2万円より低額を提案する御意見】		

32	検討の基礎とされた令和３年度「全国ひとり親世帯等調査」における養育費の平均額は、現に養育費の支払を受けている世帯（母子家庭の３割未満、父子家庭の１割未満）の平均であり、支払を受けていない世帯も考慮すると、平均額はより低い金額となる。養育費の支払を受けずに暮らしている家庭もあることから、５０００円とすべきである。	法定養育費の額は、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して定められるものとされています。御指摘のとおり、令和３年度「全国ひとり親世帯等調査」における養育費の平均月額、養育費の支払を受けたことがある世帯における平均額であり、全世帯における平均月額ではないものの、養育費の支払を受けたことがない世帯における事情は様々であり、必ずしも養育費の支払を受けなくても生活することができているとはいえないと考えられます。法定養育費の額を定めるに当たり、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」として、養育費の支払を受けたことがある世帯における養育費の平均月額を参考とすることには合理性があると考えます。
33	２万円では母親が債務者である場合に高額すぎるため、５０００円～１万円とすべきである。	法定養育費は、養育費の額について取決め等がされるまでの間、暫定的・補的に養育費を請求することができるようにする制度であり、このような法定養育費の暫定的・補的な性質等も踏まえると、母親が債務者である場合を前提に法定養育費の額を定めることは適切ではないと考えられます。また、債務者が支払能力を欠くために法定養育費の支払をすることができないこと又は法定養育費の支払をすることによって生活が著しく困窮することを証明したときは、法定養育費の全部又は一部の支払を拒むことができますので（改正後の民法第７６６条の３第１項ただし書）、債務者にとって過酷な事態となることは避けられます。
34	取決めがない場合、養育費を取り決めるために調停等を行わなければならないが、弁護士費用を支払う金銭的余裕もないため、２万円は高額に過ぎる。	養育費の額を取り決めるための調停等の手続を弁護士に委任した場合であっても、弁護士報酬等の費用は必ずしも継続的に発生し続けるものではないことや、調停等の手続を経ずに取決めをする場合や、調停等の手続を弁護士に委任せず自ら行う場合もあり得ることからすれば、調停等の手続を弁護士に委任した場合の費用を法定養育費の額を検討する際に考慮する必要性は高くないと考えられます。
35	親権者が養育費や親子交流について取り決める協議を拒む事案が少なくないところ、法定養育費が子の生活を維持できる額である場合、親権者の協議の意欲を減退させるため、２万円より低額にすべきである。	法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費の額の取決め等がされるまでの間、暫定的・補的に養育費を請求することができるようにする制度であり、その額は、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して算定するものとされています。 法定養育費の額を取えて「子の生活を維持できる額」よりも低額にすることは、養育費の額について取決めがされるまでの間、暫定的・補的に養育費を請求することができるようにし、子の最低限度の生活の維持を図るという法定養育費の制度趣旨に反すると考えられます。
【その他の算定方法を提案する御意見】		

36	児童扶養手当のように、消費者物価指数などの経済指標に応じて毎年自動的に算定される仕組みにすべきである。	法定養育費は、児童扶養手当等の社会保障制度のように行政機関がその額を算定するものではなく、債権者が自ら算定して債務者に請求するものですので、法定養育費を請求する当事者にとって利用しやすい制度とするためには、算定が容易であることが重要であると考えられます。仮に、法定養育費の額を消費者物価指数等の経済指標に連動する変数を含む計算式で定めることとした場合、変動する経済指標の数値を調べ、計算式にあてはめて計算しなければならず、当事者が自ら正確に計算することが困難となり、当事者にとって利用しやすい制度とならないおそれがあります。また、計算の困難さは、当事者間の任意での支払を阻害する要因になる可能性もあります。法定養育費の制度趣旨に照らせば、当事者が法定養育費の額を容易に算定し、迅速に請求することができるようにすることが重要であり、その額はできる限り明確かつ容易な算定式で定めるのが相当であると考えます。
37	一律の低額設定は、高収入でも低額しか支払わない親を生みかねない。一方、一律2万円とする場合、支払う側の生活が成り立たないおそれがある。そのため、双方の収入や子の年齢を踏まえて養育費算定表により算定した額としたり、支払う側の収入や生活水準に基づいて算定した額としたりすべきである。	本来、個々の家庭における適切な養育費の額は、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められ、また、定められたとりに履行されるべきものです。法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費の額の取決め等がされるまでの間、暫定的・補的に養育費を請求することができるようにする制度です。仮に、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえて法定養育費の額が定まる仕組みとした場合、そのような具体的な事情の調査に時間を要し、法定養育費の額が定まるまでに相当の期間を要することとなります。養育費の額について取決め等がされるまでの間、暫定的に補的に養育費を請求することができるようにするという法定養育費の制度趣旨に照らせば、当事者が法定養育費の額を容易に算定し、迅速に請求することができるようにすることが重要であり、その額はできる限り明確かつ容易な算定式で定めるのが相当であると考えます。父母の収入や生活状況等の事情は、法定養育費の額を算定する際に考慮するのではなく、父母の協議等により個々の家庭における適切な養育費の額を定める際に考慮すべきであると考えられます。
38	一律2万円とする場合、調停等の場合に自動的に2万円以上に設定されてしまったり、個別の事情を踏まえて2万円より低い養育費を支払う親に対する差別を助長したりするおそれがあるため、一律の金額とせず、個別の事情を考慮した金額とすべきである。	本来、個々の家庭における適切な養育費の額は、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められ、また、定められたとりに履行されるべきものです。法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費の額の取決め等がされるまでの間、暫定的・補的に養育費を請求することができるようにする制度であり、調停等において養育費の額を取り決める際に、法定養育費の額が基準や標準となることはありません。御懸念を踏まえ、

		法定養育費の制度の趣旨が正しく理解されるよう、引き続き周知広報に取り組んでまいります。
39	子は、成長するにつれて、食費のほか、制服代、部活動費、塾代、模試代等の教育費が増えるため、乳幼児期、学齢期などの年齢区分を導入した上、必要経費の増加に応じた段階的な金額設定をすべきである。	法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費の額の取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度です。取決め等により養育費の額を定める際には、当該子の年齢も考慮事情の1つとなり得ますが、その場合であっても、子の年齢が上がれば当然に養育費の額が増える関係にあることを前提としているわけではなく、当該子の養育に要する費用（食費や教育費など）のほか、父母の収入や生活状況等の諸事情も考慮した上で養育費の額が定められているものと考えられます。そうすると、当該子の養育に要する費用や、父母の収入、生活状況等の諸事情を考慮することなく、単に子の年齢区分のみに応じて法定養育費が段階的に増加する仕組みとすることは合理性に乏しいと考えられます。また、仮に、子の年齢区分に応じて法定養育費の額が定まる仕組みとする場合、子の誕生日を含む月については、子の年齢区分が変わるか否かを確認し、年齢区分が変わる場合にはその月の法定養育費を誕生日の前後で日割り計算しなければならず、当事者が自ら正確に計算することが困難となり、当事者にとって利用しやすい制度とならないおそれがあります。また、計算の困難さは、当事者間の任意での支払を阻害する要因になる可能性もあります。法定養育費の制度趣旨に照らせば、当事者が法定養育費の額を容易に算定し、迅速に請求することができるようにすることが重要であり、その額はできる限り明確かつ容易な算定式で定めるのが相当であると考えます。
40	私立学校通学、地域による物価差、子の障がいなど、家庭の事情によって養育費の必要額は大きく異なるため、医療費、教育費などの特別な事情を考慮できる文言を取り入れたり、標準額に加えて最大1.5倍程度までの個別調整を可能とする規定を設けたりすべきである。	本来、個々の家庭における適切な養育費の額は、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められ、また、定められたとおりに履行されるべきものです。法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費の額の取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度です。仮に、医療費や教育費などの特別な事情を考慮して法定養育費の額が増額される仕組みとした場合、そのような特別な事情の調査に時間を要し、法定養育費の額が定まるまでに相当の期間を要することとなります。養育費の額について取決め等がされるまでの間、暫定的に補充的に養育費を請求することができるようにするという法定養育費の制度趣旨に照らせば、当事者が法定養育費の額を容易に算定し、迅速に請求することができるようにすることが重要であり、その額はできる限り明確かつ容易な算定式で定めるのが相当であると考えます。医療費や教育費などの特別な事情は、法定養育費の額を算定する際に考慮するのではな

		く、父母の協議等により個々の家庭における適切な養育費の額を定める際に考慮すべきであると考えられます。
41	債務者に、病気や失業等による収入減や、再婚等による扶養家族の増加などの事情変更があったり、債権者に、再婚等による世帯所得の増加などの事情変更があったりした場合に、法定養育費を減額することができる規定を設けるべきである。	債務者が支払能力を欠くために法定養育費の支払をすることができないこと又は法定養育費の支払をすることによって生活が著しく困窮することを証明したときは、法定養育費の全部又は一部の支払を拒むことができますので（改正後の民法第766条の3第1項ただし書）、御指摘のような、債務者に事情変更があり、法定養育費の支払が困難となった場合においても、債務者にとって過酷な事態となることは避けることができます。また、債権者の事情変更は、法定養育費の額を算定する際に考慮するのではなく、父母の協議等により個々の家庭における適切な養育費の額を定める際に考慮すべきであると考えられます。
42	債務者の養育参加の程度に応じて、段階的に算定される仕組み（例えば、月の40%以上：0円、月の20～40%：1万円、20%未満：2万円など）とすべきである。	本来、個々の家庭における適切な養育費の額は、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえ、できる限り速やかに父母の協議等により定められ、また、定められたとおりに履行されるべきものです。法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費の額を取決め等がされるまでの間、暫定的・補的に養育費を請求することができるようにする制度です。仮に、債務者の養育参加の程度に応じて法定養育費の額が算定される仕組みとした場合、債務者の養育参加の程度の調査に時間を要し、法定養育費の額が定まるまでに相当の期間を要することとなります。養育費の額について取決め等がされるまでの間、暫定的に補的に養育費を請求することができるようにするという法定養育費の制度趣旨に照らせば、当事者が法定養育費の額を容易に算定し、迅速に請求することができるようにすることが重要であり、その額はできる限り明確かつ容易な算定式で定めるのが相当であると考えます。債務者の養育参加の程度という事情は、法定養育費の額を算定する際に考慮するのではなく、父母の協議等により個々の家庭における適切な養育費の額を定める際の考慮事情となり得るものであると考えられます。
【子が複数の場合に、子1人当たりの金額に子の数を乗じることに反対する御意見】		
43	実務において定められる子1人当たりの養育費は逡減する傾向が認められ、生活保護制度における世帯員1人当たりの生活扶助基準額等も逡減する仕組みとなっているため、法定養育費も逡減する仕組みとすべきである。	御指摘のとおり、調停や審判等で養育費の額が定められた事案においては、子1人当たりの養育費は逡減する傾向が認められます。もっとも、法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費の額を取決め等がされるまでの間、暫定的・補的に養育費を請求することができるようにする制度であり、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して算定することとされています。仮にその額を子の人数に応じて逡減させることとした場合には、子が複数である場合に、養育費の額について取決めがされるまでの間、暫定的・補的に

		養育費を請求することができるようにし、子の最低限度の生活の維持を図るという法定養育費の制度趣旨に反するおそれがあることから、子の人数に応じて逡減させることは適切ではないと考えられます。
44	子をたくさん持つほど負担が大きくなることになり、子を産むハードルが上がってしまうこと等から、子の数にかかわらず一定額とするか、金額を1万円以下にすべきである。	法定養育費は、様々な事情により速やかに養育費の額について取決め等がされない事案もあることを踏まえ、父母の収入や生活状況等の具体的な事情を踏まえた養育費の額取決め等がされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにする制度であり、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して算定することとされています。仮に子の数にかかわらず一定額とした場合や、その額を過度に低額とした場合には、子が複数である場合に、養育費の額について取決めがされるまでの間、暫定的・補充的に養育費を請求することができるようにし、子の最低限度の生活の維持を図るという法定養育費の制度趣旨に反するおそれがあり、適切ではないと考えられます。
本省令案附則（施行期日及び検討）に対する御意見		
45	改正民法の附則には施行後5年を目途に見直す規定が入っていることから、省令も、施行後5年で見直すことを明示すべきである。	改正民法の附則第19条第2項は、「政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定めています。本省令案は、改正民法の委任に基づいて定められるものであるため、同附則の規定に従い、改正民法の施行後、すなわち本省令の施行後五年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることになります。
46	昨今の急速な物価高騰からすれば、時機に遅れないように、少なくとも5年に一度等の定期的な改定時期を明示すべきである。	養育費債権に先取特権が付与される額及び法定養育費の額の算定について、法律や政令ではなく省令により定めることとされた趣旨は、御指摘の急速な物価高騰といった社会経済の変化等に対し、迅速かつ機動的に必要な措置を講ずるためであり、本省令案附則第2項は、「社会経済情勢の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。」として、その趣旨を明らかにしております。御指摘を踏まえ、本省令の施行後も、物価変動等の社会経済の動向を引き続き注視してまいります。
47	「社会経済情勢の変化等」という文言が抽象的であり、どのような指標や状況変化が検討のトリガーとなるのかが分かりにくいいため、具体的にどのような指標（例：消費者物価指数、平均所得、最低賃金、子育て費用に関する実態調査結果など）を勘案するのかを明示すべきである。	先取特権が付与される「各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額」は、「子の監護に要する標準的な費用その他の事情」を勘案して算定するものとされ、法定養育費の額は、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して算定するものとされています。これらの額を検討するに当たっては、物価や消費の動向、ひとり親世帯における収入や養育費の額のほか、生活保護法に基づく生活扶助基準額の算出方法の考え方、児童手当や児童扶養手当等の社会保障給付の支給額の動向等、様々な指標等を総合的に勘案していますが、他方で、これらの

		額は、特定の経済指標等に連動して定まるべき性質のものではないと考えられます。したがって、「社会経済情勢の変化等」として具体的にどの指標を勘案するのかを明示することは困難です。御指摘を踏まえ、本省令の施行後も、各種指標を含む社会経済の動向を引き続き注視してまいります。
--	--	--